

# 令和6年度 志免町保育施設等利用申し込み案内

保育園・認定こども園・地域型保育施設を利用するには、教育・保育の必要性を認定する支給認定と入園の申し込み手続きが必要になります。

**※申し込みに必要な「保育を必要とする書類」(就労証明書等)各種証明書等については、発行日が令和5年11月1日以降のものを添付してください。**



## (1) 支給認定について

保護者の保育を必要とする事由・就労時間等に応じて、保育が利用できる時間(保育の必要量)を認定し、支給認定通知書を交付します。有効期限まで大切に保管し、認定事由の変更等(勤務先の変更等)があった際には、子育て支援課へ届け出てください。

保育を必要とする事由と基準	保育必要量		支給認定の期間
	8時間	11時間	
①就労(内定) 1か月64時間以上就労していること	●	●	小学校就学前までの期間(最長) ※就労している方で、雇用期限がある場合等は、支給認定の有効期間が短くなる場合があります。
②妊娠・出産 母親が出産の前後であること(産前6週から産後8週まで)	—	●	次のうちいずれか短い期間 ア.出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間 イ.小学校就学前までの期間
③保護者の疾病・障がい 疾病や負傷又は、精神・身体に障がいがあること	●	●	2号認定：小学校就学の始期に達するまでの期間 3号認定：満3歳の誕生日の前々日までの期間
④同居又は長期入院等している親族の介護・看護	●	●	
⑤災害復旧 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていること	—	●	
⑥求職活動 求職活動を継続的に行っていること	●	—	次のうちいずれか短い期間 ア.90日が経過する日が属する月の末日までの期間 イ.小学校就学前までの期間
⑦就学 学校教育法に規定する学校等に在学していること	●	●	卒業(終了)予定日が属する月の末日までの期間
⑧育児休業中に継続利用が必要であること 育児休業取得時にすでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	●	—	育児休業期間の終了日の属する月の末日又は育児休業対象児童が1歳を迎えた日(誕生日の前日)の属する月の末日までいずれか早い方までの期間
⑨その他、上記に準じる状態として町が認める場合 上記に準じるような保育が必要な状態	●	●	志免町が認める期間

## (2) 利用申し込みについて

### ① 新年度利用申し込み(4月1日入所)

受付場所：志免町役場子育て支援課(本庁舎3階)

受付期間：令和5年11月10日(金)から令和5年11月30日(木)まで(土・日祝日除く)

受付時間：8時30分～17時

対象者：新規利用希望・転園希望園児・新規申し込みのきょうだい児がいる在園児

☞夜間窓口の開設

日程：11月28日(火)～11月30日(木) 17時～19時まで

場所：志免町庁舎裏 役場裏会議室

※すでに保育施設を利用している児童できょうだい児がいない場合は、在園している園にご提出ください。

受付場所：在園中の保育施設

受付期間：令和5年11月10日(金)から令和5年11月21日(火)までの保育施設開所時間内

対象者：新規申込のきょうだい児がいない在園児

### 注意事項

※新規申込のきょうだい児がいない在園児のみ保育施設で受付をします。新規申込児がいる在園児は、マイナンバー等必要書類を準備のうえ、志免町役場へお申込みください。

※令和6年2月5日の翌日以降の受付は、随時調整となります。

② 年度途中利用申し込み（随時入所） 審査締め切り日：毎月10日（土・日祝日の場合は翌開庁日）

年度途中で申し込みできます。申込者が定員を超えた場合は、家庭状況や保護者の就労等の状況に応じて優先順位を付け、厳正に審査して利用調整をします。利用決定とならなかった方は待機となり、利用可能となった時点でご案内します。

▼受付場所：志免町役場 子育て支援課窓口 ▼受付時間：8時30分～17時（土・日祝日を除く）

▼提出期限：利用を希望する月の前月10日まで

▼入所日：1日（入所後1か月以内に就労を開始することが条件）

お申し込みは、利用希望日（復職予定、採用見込みは勤務開始日）の2か月前からできます。

### （3）申し込みの要件

次の要件を満たす場合に、利用申し込みができます。

1. 住所要件 お子さんおよび保護者が志免町に住所を有すること（入所前日までに志免町で住民登録が完了していること）
2. 保育認定 お子さんの保護者が、（1）支給認定のいずれかの事由に該当すること

※転入予定の方・・・令和6年3月までに転入予定の方は申し込みができます。

※出産予定（予定日が令和5年12月31日まで）の方・・・申し込み締切日以降に出産予定のお子さんの利用を希望される方は、申し込み締切日までに子育て支援課へご相談ください。

### （4）申し込みに必要なもの

1. 「ア.保育施設等利用申込書兼教育・保育給付支給認定申請書」に記入の上、保育の必要性を証明する書類を添付してください。申請書は、**お子さんおひとりにつき1枚です。**

※ア～クの書類は志免町指定の様式を提出してください。ア～クの様式は志免町のホームページからダウンロードできます。

2. マイナンバー申告書（新規利用希望児と保護者）

3. 窓口に来られる保護者（申請者）の身分証明書 ※新規利用希望児のみ必要

4. 添付書類 ①～⑨の保育を必要とする事由を証明する書類を添付してください。

**※入所希望日以降の状況が分かる書類が必要です。**

保育の必要性を証明する書類 ※保護者（父・母）それぞれ必要です。		
①就労（内定）	ウ.就労証明書 または 工.採用見込証明書 令和6年5月1日までに勤務開始であること	
②妊娠・出産	受診済み妊婦健診補助券の写し（出産予定日が分かるもの）	
③保護者の疾病・障がい	カ.医師の診断書（指定様式） 診断書は「様式」または「様式の内容を具備するもの」	診断書は省略できる場合がありますので、おたずねください。
④同居又は長期入院等している親族の介護・看護	キ.介護申出書（様式あり）または、医師の診断書（様式任意） 診断書は要介護・看護状態がわかるもの	
⑤災害復旧	リ.災証明書	
⑥求職活動	ク.就職活動報告書	
⑦就学	在学証明書（在学期間・通学日数・時間等が記載されたもの（年間計画等））	
⑧育児休業中に継続利用が必要であること	才.育児休業取得証明書 （産後8週以内に「才.育児休業取得証明書」を提出している場合は不要。）	
⑨その他、上記に準じる状態として町が認める場合		

※各種証明書類の証明日付について

新年度利用申し込みは令和5年11月1日以降の日付の証明書類、随時申し込みは申請日の1か月以内の日付の証明書類を添付してください。

## (5) 個別面接について

1. 新規利用希望児を対象に個別面接を実施します。

4月1日入所希望者は、**令和5年12月15日・18日・20日の3日間で面接**を実施します。

2. 特別な支援を要するお子さんの保育について

障がい、発達の遅れ、難病があるお子さんや支援が必要と思われるお子さんを対象に、上記個別面接の他に、利用にあたっての面接を予定しております。

面接日予定日：令和6年1月11日(木)

## (6) 保育料・その他の費用について

3歳～5歳児クラスおよび0歳～2歳児クラスの非課税世帯の保育料は無償化となります。

1. 保育料の決定

令和6年度保育料												令和7年度保育料				
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
令和5年度市町村民税より算出					令和6年度市町村民税より算出											

保育園利用児童の父母の各年度市町村民税所得割額の合計額に応じて決定します。

2. 保育料に関する注意事項

- ① 所得の申告が未申告の場合、保育料は一番高い階層で算出されます。当年度に限り、申告後に利用開始時にさかのぼって保育料を変更します。
- ② 保護者に収入がなく、祖父母等と同居の場合、祖父母の市町村民税額によって保育料を決定する場合があります。
- ③ 保育所を欠席した場合やならし保育時等、短時間の利用でも月額保育料がかかります。
- ④ 保育所を途中退所する場合、退所する月の保育料は利用された期間で日割り計算します。
- ⑤ 世帯状況の変更、修正申告等により当年度の保育料が変わることがあります。

3. その他の費用について

副食費（3歳児クラスから）・通園送迎費・行事費などについては、保護者負担となります。詳細は、施設にお問い合わせください。

4. 保育料のお支払いについて

(1) 認可保育園（町立・私立）

保育料（町立・私立）、副食費（町立のみ）のお支払いは、原則として、口座振替をお願いしております。口座振替は、Webでお申し込みできます。

※口座振替日：毎月末日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）

※私立保育園の副食費は、各保育園にお支払いください。

(2) 認定こども園・小規模保育施設

各認定こども園・小規模保育施設のお支払方法にてお支払ください。

## (7) 保育時間について

就労等により、保育を必要とする時間にに応じて利用できる時間が異なります。

- ・保育標準時間：一日あたり最長11時間（就労・介護・看護・就学時間 原則月120時間以上の場合）
- ・保育短時間：一日あたり最長8時間（就労・介護・看護・就学時間 原則月120時間未満の場合）

※保育時間の設定は保育施設によって異なります。別紙一覧や見学の際にご確認ください。

※保育短時間認定の方が、設定時間以外にお子さんを預ける場合は延長料金がかかります。

※求職活動中、育児休業中の場合は、保育短時間での認定となります。

## (8) 注意事項【必ずお読みください】

### 1. ならし保育について

利用開始当初から慣れない環境で1日生活することは、お子さんにとって大きな負担となります。そのため、短い時間から通常の保育時間に延ばしていくことで、お子さんが徐々に保育施設等での生活に慣れていく「ならし保育」を実施しています。期間は、通常利用開始後1～2週間程度ですが、お子さんの年齢や状況により異なります。「ならし保育」期間中は、お子さんのお迎えが早くなります。

### 2. 家庭状況調査について

利用開始後においても、利用基準を満たすことが利用継続の条件となります。そのため、年に1回、勤務状況等を確認するため**家庭状況調査**を行います。**保育を必要とする要件について確認ができない場合や、家庭保育が可能になった場合は、利用取り消しの対象となります。**必要な手続きについては、提出時期に別途ご案内いたします。

### 3. 申し込み後（利用開始後）に提出書類の内容に変更が生じた場合について

世帯の状況や勤務先が変わった等、変更が生じた場合は、速やかに子育て支援課に届け出てください。また、1か月以上に及ぶ欠席は利用取り消しの対象となります。

### 4. 新年度の利用申し込みについて

保育施設等の利用申し込みは毎年必要です。在園中であっても、新規申込者と同様に審査の上、利用決定します。なお、新年度の施設利用の申し込みは毎年11月頃に行っております。

### 5. 利用決定後に取り消しする場合について

実際の勤務状況が、提出した勤務証明書等の内容と著しく異なる等、虚偽の届出と判断される場合や、勤務状況等が内定時の内容と異なる場合は、利用決定後でも利用取り消しとなります。

## (9) 無償化の給付について

利用する保育園（所）等によって、必要な手続きが異なります。給付を受けるためには、支給認定が必要です。3～5歳児クラス及び0～2歳児クラス（非課税世帯のみ）を利用する月の2か月前には、施設等利用給付認定申請などが必要なため、利用する保育園（所）等が決まったらお電話ください。

認可保育園・  
認定こども園

企業主導型保育  
施設（地域枠）



特定教育・保育給付（施設型給付費・地域型保育給付費）の支給認定が必要です。

届出保育施設等・一時預かり事業・ファミリーサポートセンター・預かり保育事業



施設等利用給付の支給認定が必要です。支給認定期間の利用料については、自己負担後、役場で払い戻しの手続きを行ってください。払い戻しは、3か月ごとの申請になります。

## (10) 利用申し込み・無償化に関するお問い合わせ

志免町役場 子育て支援課 保育係（本庁舎3階17番窓口）

住所 志免町志免中央一丁目1番1号

電話 092（935）1261（直通）

### 個人情報の保護について

保育施設等申し込みに際してご提出いただきました申込書及び添付書類（勤務証明書、課税証明書等）により得られた個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及び「志免町個人情報保護条例」の規定に基づき、申し込みに関する事務以外の目的には利用いたしません。また、原則としてその情報を本人に無断で第三者に提供することはありません。

### マイナンバーの利用目的

提出を受けた個人番号および特定個人情報は、子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付に係る支給認定に関する事務の範囲で取り扱います。